

越えていくチカラ

社会安全研究科 防災・減災専攻

高野 一彦 教授

Takano Kazuhiko

Profile 2007年中央大学大学院法学研究科博士後期課程修了、博士(法学)。ベネッセ、名古屋商科大学大学院教授を経て、2010年本学社会安全学部・社会安全研究科准教授、2012年教授、2014年より副学部長。日本経営倫理学会理事、情報ネットワーク法学会監事、経営倫理実践研究センター上席研究員、関西電力経営監査委員会社外委員などを兼任。

「組織と経営」のあり方を、 情報法・企業法の視点から探求

わが国のプライバシー・個人情報保護 法制における課題

政府は2013年「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定しました。わが国はビッグデータを利活用した新事業の創出を成長戦略の主要施策とし、そのためには新たな個人情報保護法制の定立が重要であると述べています。それには2つの理由があります。

第一は、個人データの国際的な移転制限です。EUデータ保護指令において、わが国は「十分なレベルのデータ保護」を施している国として評価されておらず、わが国への個人データの移転が原則として禁止されています。第二は、個人情報のビッグデータ利用時の適法性に関する判断基準の不存在です。多くの企業は適法性判断が難しいため、保有する個人情報をビッグデータとして利活用することに躊躇しています。

ビッグデータにより遺伝子創薬や医療技術開発などの新産業を創出するためには、国際的に評価される新たな法制度の定立と、企業がデータ利用時に適法性を判断できる基準、それを担保する制度の定立が欠かせない要件なのです。

個人情報の取扱いに関する わが国の企業の課題

個人情報保護に関する企業間の取組状況の差が大きいのですが、これはわが国の法制度



に起因しています。

第一は、小規模事業者への配慮の問題です。国際的に見ればデータ保護に関するルールが有効に機能してほしいのは小規模なインターネットビジネスのような業態です。しかし、現行の会社法や金融商品取引法では、大企業や上場企業などの経営者に対して「内部統制」の構築・報告の義務が規定されていますが、小規模事業者には実質的に法律上の義務がかかっていません。第二は、抑止効果の問題です。毎年数多くの個人情報流出事件が報告されていますが、現行個人情報保護法における主務大臣の「勧告」「命令」といった権限の行使がここ数年で1件と極めて少なく、抑止機能が十分に効果を発揮していません。また、過去のプライバシー侵害訴訟において認められた損害賠償の額は極めて低く、一人当たり数千～数万円です。高額な賠償額が抑止力として機能している名誉毀損事件と比較すると、プライバシー侵害訴訟の抑止効果は高いとは言い難いでしょう。

なお、2015年9月に成立した改正個人情報保護法では一定の改善がなされています。

ビッグデータ時代の法と企業のあり方

研究を通じて社会に働きかける活動を積極的に行っています。情報法に関しては、恩師である堀部政男先生と研究仲間とで情報法研究会を立ち上げ、4年間で9回の公開シンポジウムを行いました。このシンポジウムには多数の立法担当官が参加しており、研究会の活動は、個人情報保護法やマイナンバー法の立法に一定の貢献ができたと思います。

コンプライアンス研究に関しては、日本経営倫理学会傘下の経営倫理実践研究センターで、私が主宰する研究会に参加している約50社の大手企業の皆さんと、あるべきコンプライアンス体制を探求してきました。こちらは企



業活動にかかわる法分野を広く扱い、外国公務員贈賄、ハラスメント、消費者保護、危機管理など最新の実務的な問題も取り上げています。

今後、ビッグデータによるイノベーションを通じた成長戦略が進展するためには、2016年1月に新設された個人情報保護委員会が有効に機能するかどうかにかかっていると思います。私は、コンプライアンス研究者の立場から、個人情報保護委員会の制度や運用に有益な提言を行い、また新制度に対応した企業のコンプライアンス体制のあるべき姿を提言したいと思います。この研究成果が、僭越ながらわが国の成長戦略に少しでも貢献ができれば研究者として本望です。



◆ 研究室紹介

情報法学とコンプライアンス論に軸足を置き、「組織と経営」のあるべき姿を探求しています。情報法研究は、欧米諸国の情報法制（個人情報・プライバシー、営業秘密保護など）との比較法研究から、わが国の法制度への立法提言を行うとともに、企業の新たな情報法コンプライアンスの提言を行っています。コンプライアンス研究は、企業のコーポレートガバナンス、コンプライアンス体制、CSR（企業の社会的責任論）経営、および危機管理体制のあるべき姿を探究し、提言を行っています。